

平成 26 年度 第 1 回 磐田市地区計画審議会

議案書

- ・第 1 号議案 磐田都市計画鎌田第一地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例における包括許可基準の制定・・・・・・・・ P 1

と き 平成26年10月29日（水） 午前10時30分

ところ 磐田市役所 本庁舎 4 階 第 2 会議室

磐田都市計画鎌田第一地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第9条第1項第2号による包括許可基準

(趣旨)

- 1 この基準は、磐田都市計画鎌田第一地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年磐田市条例第5号。以下「条例」という。)第6条における同条例第9条第1項第2号による許可の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 この基準の対象は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当する建築物

ア 条例の施行の際現に存する建築物で、仮換地指定前の境界線、仮換地指定による境界線又は換地処分による境界線により不適格となったもの

イ 増改築、移転又は大規模の修繕の部分が、鎌田第一地区計画の規定に適合するもの

- (2) 前号アに該当する建築物と同一敷地内で行う新築、増改築、移転又は大規模の修繕の部分が、鎌田第一地区計画の規定に適合する建築物

(地区計画審議会の同意)

- 3 2に該当するものは、条例第10条の規定による地区計画審議会の同意を得たものとみなす。

(地区計画審議会への報告)

- 4 市長は、3による同意を得て許可をした建築物については、その許可の内容を地区計画審議会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成26年10月1日から施行する。